

中国の輸出規制法(輸出管理法)の制定

遠藤 誠¹

I はじめに

米国のトランプ政権でとられた強硬な対中政策は、トランプ大統領個人に特有のものではなく、米国政府・議会等の多数意思の反映であり、バイデン政権においても基本的に引き継がれるものとみられている。米国の強硬な対中政策は、大きな変更無く継続し、米中貿易戦争は長期化することが予想される。

米国政府が、ハイテク製品の中国企業に対する輸出規制を強化するとともに、エンティティリストに複数の中国企業を含ませる措置をとったこと等に対抗するため、中国の商務部は、2020年9月、「信頼できない企業リスト規定」²（中国語では「不可靠实体清單規定」）を公布し、中国の国家の安全・利益及び中国の組織・個人の利益を損ねる外国組織・個人に対し、その輸出入・投資等を禁止・制限する制度を設けた。さらに、中国の全国人民代表大会常務委員会は、2020年10月17日、「輸出規制法」（中国語では「出口管制法」。以下「本法」という）を公布し、2020年12月1日から施行した³。本法は、中国の輸出規制の基本法として位置付けられるものであり、今後、本法に関連する多数の規則、リスト、ガイドライン等が公布・施行されるものと予想される。

日本企業・日系企業としては、米国及び日本の輸出規制とともに、中国の輸出規制にも目配りし、いずれの国の法規制にも抵触しないように細心の注意を払う必要がある。

そこで、本稿では、中国の輸出規制法の制定及びその関連動向について解説することとする。

II 輸出規制法の内容

1 概要

全 49 条からなる本法は、「総則」、「規制政策、規制リスト及び規制措置」、「監督管理」、「法律責任」、「附則」の全 5 章から構成されている。

本法の適用対象は、両用品目、軍用品、核及びその他の国家の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際的義務の履行に関する貨物、技術、サービス等の品目（以下「規制品目」とい

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202009/20200903002593.shtml>

³ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/cf4e0455f6424a38b5aecf8001712c43.shtml>

う)に対する中国による輸出規制である(2条1項)。規制品目は、品目に関する技術資料等のデータを含む(2条2項)。

本法にいう「輸出規制」とは、中華人民共和国域内から域外に規制品目を移送すること、並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織が外国組織及び個人に規制品目を提供することに対し、国家が禁止又は制限措置を講じることを行う(2条3項)。また、「両用品目」(民事的用途があるだけでなく軍事的用途もあり、又は軍事的潜在能力を向上させるのに役立つ、特に大量殺戮兵器及びその運搬工具の設計、開発、生産又は使用に用いることのできる貨物、技術及びサービス)、「軍用品」(軍事目的に用いる装備、専用生産設備並びにその他の関連貨物、技術及びサービス)、「核」(核物質、核設備、原子炉用非核物質並びに関連技術及びサービス)といった基本的概念について定義規定を置いている(2条4~6項)。

2 輸出規制リスト・臨時規制・輸出許可制度

国家輸出規制管理部門は、関連部門とともに、輸出規制政策に基づき、規制品目の輸出規制リスト(以下「輸出規制リスト」という)を作成・調整し、適時に公布する(9条1項)。

また、国家輸出規制管理部門は、国家の安全・利益の維持、拡散防止等の国際的義務の必要に応じて、国务院・中央軍事委員会の承認を経て、輸出規制リスト以外の貨物、技術及びサービスに対し、2年を超えない範囲で臨時規制を行い、公告することができることとされている。臨時規制の実施期間が満了する前に、適時に評価を行い、評価結果により臨時規制を解除・延長若しくは臨時規制品目の輸出規制リストへの追加を決定しなければならない(9条2項)。

輸出規制リストに記載されている規制品目及び臨時規制品目以外の貨物、技術及びサービスについて、①国家の安全・利益に危害を与えること、②大量殺戮兵器及びその運搬工具の設計、開発、生産又は使用に用いられること、③テロの目的に使用されること、のいずれかのリスクが存在する可能性を、輸出事業者が知り、若しくは知るべきであり、又は国家輸出規制管理部門から上記リスクが存在する可能性がある旨の通知を受けた場合、輸出事業者は、国家輸出規制管理部門に許可を申請しなければならない(12条3項)。国家輸出規制管理部門は、輸出業者による輸出規制品目に関する申請を審査する際に、①国家の安全及び利益、②国際的義務及び対外的承諾、③輸出類型、④規制品目の敏感さの程度、⑤輸出の仕向国又は仕向地、⑥エンドユーザー及び最終用途、⑦輸出事業者の関連信用記録、⑧法律、行政法規に定めるその他の要素等を総合的に考慮し、許可又は不許可の決定を下す(13条)。

3 エンドユーザー・用途に関する要求

規制品目のエンドユーザーは、国家輸出規制管理部門の許可を得ずに、関連規制品目の最終用途を変更し、又は第三者に譲渡しないことを承諾しなければならない(16条1項)。輸出業者及び輸入業者は、エンドユーザー又は最終用途が変更される可能性があることを発見した場合、直ちに国家輸出規制管理部門に報告しなければならない(16条2項)。

国家輸出規制管理部門は、①エンドユーザー又は最終用途の管理要件に違反したこと、②国家の安全・利益に危害を与えるおそれがあること、③規制品目をテロ目的に用いたこと、のいずれかに該当する輸入業者及びエンドユーザーに対し、管理制御リストを作成し、その規制品目に関する取引を禁止・制限することができる（18条1項、18条2項）。特殊な状況において、輸出事業者が管理制御リストに記載されている輸入業者・エンドユーザーと取引を行う必要がある場合、国家輸出規制管理部門に申請を提出することができる（18条3項）。また、輸入業者・エンドユーザーが措置を講じることにより上記要件に該当しなくなる場合においても、管理制御リストから削除するよう申請することができる（18条4項）。

4 輸出規制に関する情報提供

中華人民共和国域内の組織・個人が、域外に輸出規制に関する情報を提供する際は、法により行わなければならない、国家の安全・利益に危害を与えるおそれがある場合は、提供してはならないものとされている（32条2項）。

5 域外適用及び対抗措置

中華人民共和国の域外の組織・個人が、本法の輸出規制管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国家の安全・利益に危害を与え、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害した場合、法により処理し、且つその法的責任を追及するものとされている（44条）。

また、いずれかの国・地域が輸出規制管理措置を濫用し、中国の国家の安全・利益に危害を与えた場合、中国は、実際の状況により、当該国・地域に対し、対等の措置を講じることができるものとされている（48条）。2017年に商務部により公表された本法の意見募集稿では、9条において、「対抗措置」に関する規定が置かれていたが、批判的な意見が多かったため、第1次及び第2次草案では削除されていた。しかし、結局、本法48条で復活したという経緯がある。

Ⅲ 「輸出規制法」施行後に公布された初の輸出入関連リスト

1 概要

中国における輸出規制リスト制度・輸出許可制度は、前述のとおり、2020年12月1日から施行された「輸出規制法」により確立された。

商務部・国家暗号管理局・税関総署は、2020年11月26日、「商用暗号輸入許可リスト・輸出規制リスト及び関連管理措置の発布に関する公告」（以下「本公告」という）を公布し、2021年1月1日より施行した。本公告は、「輸出規制法」制定後に公布された初の輸出入関連リストである。本公告は、「暗号法」、「輸出規制法」、「税関法」の関連規定に基づき、国家の安全及び社会の公共利益を維持するために公布されたものであり、主に「商用暗号輸入許可リスト」、「商用暗号輸出規制リスト」、「商用暗号輸出入許可手続」という3つの部分か

ら構成されている。

1999年に公布された「商用暗号管理条例」2条によれば、「商用暗号」とは、国家機密の内容に関わらない情報を暗号化して保護し、又はセキュリティ認証に使用する暗号化技術及び暗号化製品のことである。

また、本公告によれば、「商用暗号輸入許可リスト」に記載されている品目・技術を輸入する際は、商務部に両用品及び技術輸入の許可証を申請しなければならない。輸出の際は、輸出の許可証を申請しなければならない。商務部・暗号管理部門・税関は、関連輸出入活動を監督及び検査を行い、関連規定に違反して商用暗号を輸出入した者に対しては、商務部又は税関が行政処罰を行い、犯罪に該当する場合はその刑事責任を追及するものとされている。

以下では、本公告における主なポイントを紹介する。

2 商用暗号輸入許可リスト

「商用暗号輸入許可リスト」に掲載されている品目は、①暗号化機能付き固定電話・移動電話、②暗号化機能付きFAX機器、③暗号機（暗号カード）、④暗号化機能付きVPN設備の4種である。

この4種については、64ビット以上のキーサイズを含む対称暗号アルゴリズム、768ビット以上のキーサイズの素因数分解に基づく非対称暗号アルゴリズム、又は128ビット以上のキーサイズの楕円曲線に基づく非対称暗号アルゴリズム等の技術的仕様を満たすことが要件とされている。

さらに、暗号機（暗号カード）には、対称暗号アルゴリズムによる暗号化・復号化の速さが一定基準以上であること、また、暗号化機能付きVPN設備には、暗号化通信の速さが一定基準以上であることが要件とされている。

3 商用暗号輸出規制リスト

「商用暗号輸出規制リスト」に掲載されている品目・技術は、①システム・設備・部品、②テスト・検査・生産用の設備、③ソフトウェア、④技術の4種である。

「システム・設備・部品」には、セキュリティチップ、暗号機（暗号カード）、暗号化機能付きVPN設備、キーマネジメント製品、専用暗号設備、量子暗号設備、暗号解析設備が含まれ、また「テスト・検査・生産用の設備」には、暗号開発生産設備及び暗号テスト検証設備が含まれる。さらに、「ソフトウェア」とは、専ら上記「システム・設備・部品」、「テスト・検査・生産用の設備」の研究開発、生産もしくは使用のために設計又は改良されたソフトウェアのことを指し、「技術」とは専ら上記「システム・設備・部品」、「テスト・検査・生産用の設備」、「ソフトウェア」の研究開発、生産もしくは使用のために設計又は改良された技術のことを指す。

上記各品目・技術に関しては、「商用暗号輸入許可リスト」と同様に、一定の技術的仕様

を満たすことが要件とされている。

4 商用暗号輸出入許可手続

事業者は、本公告に掲載されている商用暗号の輸出入に従事する場合、省級の商務主管部門を通じて商務部に申請を提出し、両用品及び技術輸出入の申請書に記入し、①申請者の法定代表者、主要経営管理者及び担当者の身分証明書、②契約又は協議の副本、③商用暗号の技術説明、④エンドユーザー・用途の証明、⑤商務部の規定により提出が要求されるその他の書類を提出しなければならない。

商務部は、上記申請書を受領した日から国家暗号管理局等の関連部門と共に審査を行い、法定期間内に許可又は不許可の決定を行わなければならない。審査が許可された場合、商務部は両用品及び技術輸出入の許可証を発行する。輸出入の許可証の申請・受領及び発行手続、特殊状況の処理、書類資料の保存年限等は、「両用品及び技術輸出入許可証管理弁法⁴」の関連規定を参照して実行する。

輸出入事業者は、税関に両用品及び技術輸出入の許可証を提示し、税関法の規定に従い税関手続を行い、税関の監督を受けなければならない。税関は、商務部が発行した両用品及び技術輸出入の許可証に基づき検査・通過の手続きを行う。

IV おわりに

中国の輸出規制法は、中国域内から域外への輸出を管理する法律であり、主に輸出規制リスト制度、臨時規制制度、輸出許可制度、域外適用等についての規定を含んでいる。本法の適用対象には、有体物の輸出だけでなく、技術の輸出や技術資料等のデータの域外移転も含まれることから、日本企業の知的財産担当者としては、中国の輸出規制法についても十分に検討しておく必要がある。但し、本法はあくまでも原則的な部分について一般的・抽象的に定めた法律である。今後、「信頼できない企業リスト」及び「輸出規制リスト」とともに、本法の内容を具体化・明確化する行政法規や部門規則等が公布されていくと思われるため、それらの動向を注視する必要がある。

また、日本企業・日系企業としては、既存の取引・契約（例えば、技術ライセンス契約、製造委託契約、共同研究開発契約等）も含めて、中国と外国の間で輸出又は輸入する製品・技術に、「商用暗号輸入許可リスト」又は「商用暗号輸出規制リスト」に掲載されているものが含まれているか否かにつき確認の上、もし該当するものがある場合には、取引が妨げられることのないよう、事前に申請書及び関連書類を提出して許可証を得ることが必要となる。また、今後も、別の製品・技術につき新たなリストが公布される可能性がある（例えば、レアメタル等）ため、中国の輸出入規制に関する今後の立法政策動向に十分注意を払うとともに、将来公布される法令やリスト等に照らしグローバル・サプライチェーンを見直して柔

⁴ <http://www.mofcom.gov.cn/article/swfg/swfgbf/201101/20110107351105.shtml>

軟に組み替える等、海外戦略を継続的に再検討・再構築するという姿勢をとることが重要であると思われる。

<参考：「輸出規制法」の日本語訳>

「輸出規制法」

(全国人民代表大会常務委員会 2020年10月17日制定・公布、2020年12月1日施行)

第1章 総則

第1条 国家の安全及び利益を保護し、拡散防止等の国際的義務を履行し、輸出規制を強化及び規範化するために、本法を制定する。

第2条 国家は、両用品目、軍用品、核及びその他の国家の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際的義務の履行に関する貨物、技術、サービス等の品目（以下「規制品目」と総称する）の輸出規制について、本法を適用する。

前項にいう規制品目には、品目に関する技術資料等のデータを含む。

本法にいう輸出規制とは、中華人民共和国域内から域外に規制品目を移送すること、並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織が外国組織及び個人に規制品目を提供することに対し、国家が禁止又は制限措置を講じることを指す。

本法にいう両用品目とは、民事的用途があるだけでなく軍事的用途もあり、又は軍事的潜在能力を向上させるのに役立つ、特に大量殺戮兵器及びその運搬工具の設計、開発、生産又は使用に用いることのできる貨物、技術及びサービスを指す。

本法にいう軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生産設備並びにその他の関連貨物、技術及びサービスを指す。

本法にいう核とは、核物質、核設備、原子炉用非核物質並びに関連技術及びサービスを指す。

第3条 輸出規制業務は、総体的国家安全観を堅持し、国際平和を保護し、安全及び発展を統率し、輸出規制管理及びサービスを完備するものとする。

第4条 国家は、統一的な輸出規制制度を執行し、規制リスト、名簿又は目録（以下「規制リスト」と総称する）の制定、輸出許可の実施等の方法を通じて管理を行う。

第5条 国務院、中央軍事委員会の輸出規則職能を担当する部門（以下「国家輸出規制管理部門」と総称する）は、職責に基づき分担して輸出規制業務の責任を負う。国務院、中央軍事委員会、その他の関連部門は、職責に基づき分担して輸出規制関連業務の責任を負う。

国家は、輸出規制業務の協調メカニズムを構築し、輸出規制業務の重大事項を統括して調整する。国家輸出規制部門及び国務院関連部門は密接に協力し、情報共有を強化するものとする。

国家輸出規制管理部門は、関連部門と共に、輸出規制専門家への諮問メカニズムを構築し、輸出規制業務のために助言意見を提供する。

国家輸出規制管理部門は、適時、関連業界の輸出規制ガイドラインを發布し、輸出事業者が健全な輸出規制の内部コンプライアンス制度を構築し、事業を規範化するよう導く。

省、自治区、直轄市の人民政府の関連部門は、法律、行政法規の規定に基づき、輸出規制関連業務に責任を負う。

第6条 国家は、輸出規制の国際協力を強化し、輸出規制関連の国際ルールの制定に参与する。

第7条 輸出事業者は、法に基づき、関連する商会、協会等の業界における自律組織を設立し、参加することができる。

関連する商会、協会等の業界における自律組織は法律、行政法規を遵守し、規約に基づきそのメンバーに輸出規制に関連するサービスを提供し、調整及び自律的役割を発揮するものとする。

第2章 規制政策、規制リスト及び規制措置

第1節 一般規定

第8条 国家輸出規制管理部門は、関連部門と共に輸出規制政策を制定し、そのうち重大政策について国務院に報告して承認を経て、又は国務院、中央軍事委員会に報告して承認を経るものとする。

国家輸出規制管理部門は、規制品目を輸出する仕向国及び仕向地に対し評価を行い、リスク等級を確定し、相応の規制措置を講じることができる。

第9条 国家輸出規制管理部門は、本法及び関連する法律、行政法規の規定を根拠とし、輸出規制政策に基づき、規定手続に応じて関連部門と共に規制品目の輸出規制リストを制定、調整し、且つ遅滞なく公布する。

国家輸出規制管理部門は、国家の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際的義務を履行する必要性に基づき、国務院の承認を経て、又は国務院、中央軍事委員会の承認を経て、輸出規制リスト以外の貨物、技術及びサービスについて臨時規制を実施し、且つ公告することができる。臨時規制の実施期間は2年を超えない。臨時規制の実施期間が満了する前に、遅滞なく評価を行い、評価結果に基づき臨時規制の取消、臨時規制の延長、又は臨時規制品目の輸出規制リストへの追加について決定を行うものとする。

第10条 国家輸出規制管理部門は、国家の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際的義務の履行の必要性に基づき、国務院の承認を経て、又は国務院、中央軍事委員会の承認を経て、関連部門と共に、関連規制品目の輸出を禁止し、又は関連規制品目の特定の仕向国及び仕向地、特定の組織及び個人への輸出を禁止することができる。

第11条 輸出事業者が規制品目の輸出に従事するにあたっては、本法及び関連法律、行政法規の規定を遵守するものとする。法に基づき関連規制品目の輸出事業資格を取得しなければならない場合には、相応する資格を取得するものとする。

第12条 国家は、規制品目の輸出について、許可制度を実行する。

規制リストに記載されている規制品目又は臨時規制品目を輸出するとき、輸出事業者は、国家輸出規制管理部門に許可を申請するものとする。

規制リストに記載されている規制品目及び臨時規制品目以外の貨物、技術及びサービスを輸出するとき、輸出事業者は、関連する貨物、技術及びサービスに次に掲げるリスクが存在する可能性があることを知り、若しくは知るべきであり、又は国家輸出規制管理部門の通知を受領した場合、国家輸出規制管理部門に許可を申請するものとする。

- (1) 国家の安全及び利益に危害を与えること。
- (2) 大量殺戮兵器及びその運搬工具の設計、開発、生産又は使用に用いられること。
- (3) テロの目的に使用されること。

輸出事業者は、輸出しようとする貨物、技術及びサービスが本法に定める規制品目に該当するか否かを確定できず、国家輸出規制管理部門に照会する場合、国家輸出規制管理部門は遅滞なく返答するものとする。

第13条 国家輸出規制管理部門は、次に掲げる要素を総合的に考慮し、輸出事業者による規制品目の輸出申請に対し審査を行い、許可又は不許可の決定を下す。

- (1) 国家の安全及び利益
- (2) 国際的義務及び対外的承諾
- (3) 輸出類型
- (4) 規制品目の敏感さの程度

- (5) 輸出の仕向国又は仕向地
- (6) エンドユーザー及び最終用途
- (7) 輸出事業者の関連信用記録
- (8) 法律、行政法規に定めるその他の要素

第14条 輸出事業者が輸出規制の内部コンプライアンス制度を構築し、且つ運用状況が良好である場合、国家輸出規制管理部門は、その関連規制品目の輸出に対し、包括的許可等の便宜的措置を与えることができる。具体的な方法は、国家輸出規制管理部門が定める。

第15条 輸出事業者は、国家輸出規制管理部門に規制品目のエンドユーザー及び最終用途の証明文書を提出するものとし、関連証明文書はエンドユーザー又はエンドユーザーが所在する国家及び地域の政府機関が発行するものとする。

第16条 規制品目のエンドユーザーは、国家輸出規制管理部門の許可を得ずして、無断で関連規制品目の最終用途を変更し、又はいずれの第三者にも譲渡してはならないことを承諾するものとする。

輸出事業者、輸入業者は、エンドユーザー又は最終用途が変更される可能性があることを発見した場合、規定に基づき直ちに国家輸出規制管理部門に報告するものとする。

第17条 国家輸出規制管理部門は、規制品目のエンドユーザー及び最終用途のリスク管理制度を構築し、規制品目のエンドユーザー及び最終用途に対し評価、検証を行い、エンドユーザー及び最終用途の管理を強化する。

第18条 国家輸出規制管理部門は、次に掲げる状況の一に該当する輸入業者及びエンドユーザーに対し、管理制御リストを作成する。

- (1) エンドユーザー又は最終用途の管理要件に違反したこと。
- (2) 国家の安全及び利益に危害を与えるおそれがあること。
- (3) 規制品目をテロ目的に用いたこと。

管理制御リストに記載された輸入業者及びエンドユーザーに対し、国家輸出規制管理部門は、規制品目に関連する取引を禁止、制限し、規制品目に関連する輸出の中止命令をす等の必要な措置を講じることができる。

輸出事業者は、規定に違反して、管理制御リストに記載された輸入業者、エンドユーザーと取引をしてはならない。輸出事業者は、特殊な状況において、管理制御リストに記載された輸入業者、エンドユーザーと取引を行わなければならない場合、国家輸出規制管理部門に申請を提出することができる。

管理制御リストに記載された輸入業者、エンドユーザーが措置を講じたことにより、第1項に定める状況がなくなった場合、国家輸出規制管理部門に対し、管理制御リストからの削除を申請することができる。国家輸出規制管理部門は、実際の状況に基づき、管理制御リストに記載された輸入業者、エンドユーザーを管理制御リストから削除するかを決定することができる。

第19条 貨物を輸出する荷送人又は通関代理企業は、規制品目を輸出するとき、税関に対し、国家輸出規制管理部門が発行した許可証を提出し、国家の関連規定に基づき通関手続を行うものとする。

貨物を輸出する荷送人が、税関に対し国家輸出規制管理部門が発行した許可証を提出して検査を受けておらず、税関が輸出貨物につき輸出規制範囲に該当する可能性があることを示す証拠を有する場合、貨物を輸出する荷送人に質問を提出するものとする。税関は、国家輸出規制管理部門に鑑定を行うように提起し、且つ国家輸出規制管理部門が作成した鑑定結論に基づき、法により処置することができる。鑑定又は質疑期間においては、税関は輸出貨物を通関させない。

第20条 いずれの組織及び個人も、輸出事業者の輸出規制違法行為の従事のために、代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない。

第2節 両用品目の輸出管理

第21条 輸出事業者は、国家両用品目輸出管理部門に両用品目の輸出を申請するとき、法律、行政法規の規定に基づき、事実どおりに関連資料を提出するものとする。

第22条 国家両用品目輸出管理部門は、両用品目の輸出申請を受理した場合、単独で、又は関連部門と共に、本法及び関連法律、行政法規の定めに基づき両用品目の輸出申請に対し審査を行い、且つ法定期間内に許可又は不許可の決定を下す。許可を与える決定を下した場合、証書発行機関が統一的に輸出許可証を発行する。

第3節 軍用品の輸出管理

第23条 国家は、軍用品輸出専売制度を実行する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品輸出専売資格を取得し、且つ認可されている事業範囲内で軍用品の輸出事業活動に従事するものとする。

軍用品輸出専売資格は、国家軍用品輸出規制管理部門が審査し承認する。

第24条 軍用品輸出事業者は、規制政策及び製品の属性に基づき、国家軍用品輸出規制管理部門に軍用品の輸出の立案、軍用品輸出プロジェクト、軍用品輸出契約の審査承認手続を申請するものとする。

重大な軍用品の輸出の立案、重大な軍用品輸出プロジェクト、重要な軍用品輸出契約については、国家軍用品輸出規制管理部門と関連部門による審査を経て、国務院、中央軍事委員会に報告し、承認を経るものとする。

第25条 軍用品輸出事業者は、軍用品を輸出する前に、国家軍用品輸出規制管理部門に申請し、軍用品輸出許可証を受領するものとする。

軍用品輸出事業者は、軍用品を輸出するとき、税関に対し、国家軍用品輸出規制管理部門が発行した許可証を提出して検査を受け、且つ国家の関連規定に基づき通関手続を行うものとする。

第26条 軍用品輸出事業者は、認可を受けた軍用品輸出輸送企業に委託して、軍用品の輸出輸送及び関連業務を手続するものとする。具体的な方法は、国家軍用品輸出規制管理部門が関連部門と共に定める。

第27条 軍用品輸出事業者又は科学研究生産単位が国際的な軍用品展示会に参加するにあたっては、手順に基づき国家軍用品輸出規制管理部門に審査認可手続を行うものとする。

第3章 監督管理

第28条 国家輸出規制管理部門は、法により規制品目の輸出活動に対し、監督検査を行う。

国家輸出規制管理部門は、本法の規定に違反した疑いのある行為について調査を行う場合、次に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 被調査者の営業場所又はその他の関連する場所に立ち入り、検査を行うこと。
- (2) 被調査者、利害関係人及びその他の関連組織又は個人への質問、被調査事件に関する事項について、それらの者に説明を求めること。
- (3) 被調査者、利害関係人及びその他の関連組織又は個人の関連書類、協議書、会計帳簿、業務書簡等の文書、資料を閲覧、複製すること。
- (4) 輸出に用いる運搬工具を検査し、疑いのある輸出品目の積込みを制止し、不法輸出品目の返送を命じること。
- (5) 関連係争品目を封印し、差押えすること。

(6) 被調査者の銀行口座を照会すること。

前項第5号、第6号の措置を講じるにあたっては、国家輸出規制管理部門の責任者の書面による承認を経るものとする。

第29条 国家輸出規制管理部門は、法により職責を履行し、国務院の関連部門、地方人民政府及びその関連部門はこれに協力するものとする。

国家輸出規制管理部門は、単独で、又は関連部門と共に、法により監督検査及び調査業務を展開し、関連組織及び個人は協力するものとし、拒絶、妨害をしてはならない。

関連国家機関及びその業務職員は、調査の中で知り得た国家機密、営業機密、個人のプライバシー及び個人情報について、法により秘密保持義務を負う。

第30条 国家輸出規制管理部門は、規制品目の輸出管理を強化し、規制品目の輸出の違法リスクを防止するため、監督勧告、警告書の発行等の措置を講じることができる。

第31条 本法の規定に違反した疑いのある行為について、いずれの組織及び個人も国家輸出規制管理部門に通報する権利を有し、国家輸出規制管理部門は、通報を受けた後、法により遅滞なく処理し、且つ通報者の秘密を保持するものとする。

第32条 国家輸出規制管理部門は、締結若しくは参加している国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に基づき、他の国家又は地域、国際組織等と輸出規制を行うにあたり、協力及び交流する。

中華人民共和国域内の組織及び個人が、域外に輸出規制関連の情報を提供するにあたっては、法により行うものとする。国家の安全及び利益に危険を及ぼすおそれがある場合、提供してはならない。

第4章 法律責任

第33条 輸出事業者が関連する規制品目の輸出事業資格を取得せずに規制品目に関する輸出に従事した場合、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法事業額が50万元以上の場合、違法事業額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が50万元に満たない場合、50万元以上500万元以下の過料を併科する。

第34条 輸出事業者が次に掲げる行為の一に該当する場合、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法事業額が50万元以上の場合、違法事業額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が50万元に満たない場合、50万元

以上 500 万元以下の過料を併科する。状況が重大な場合、関連規制品目の輸出事業資格が取り消されるまで、業務を停止して是正を命じる。

- (1) 許可を経ず無断で規制品目を輸出すること。
- (2) 輸出許可証が定める許可範囲を逸脱して、規制品目を輸出すること。
- (3) 輸出が禁止されている規制品目を輸出すること。

第 35 条 詐欺、賄賂等の不正な手段で規制品目輸出許可証を取得し、又は規制品目輸出許可証を不法に譲渡した場合、許可を取り消し、輸出許可証を取り上げ、違法所得を没収する。違法事業額が 20 万元以上の場合、違法事業額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が 20 万元に満たない場合、20 万元以上 200 万元以下の過料を併科する。

規制品目輸出許可証を偽造、変造、売買した場合、違法所得を没収する。違法事業額が 5 万元以上の場合、違法事業額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が 5 万元に満たない場合、5 万元以上 50 万元以下の過料を併科する。

第 36 条 輸出事業者が輸出規制の違法行為に従事していることを明らかに知っているのに、なおそれに代理、輸送、配送、通関申告、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供した場合、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。違法事業額が 10 万元以上の場合、違法事業額の 3 倍以上 5 倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が 10 万元に満たない場合、10 万元以上 50 万元以下の過料を併科する。

第 37 条 輸出事業者が本法の定めに違反し、輸出規制リストに記載されている輸入業者、エンドユーザーと取引を行った場合、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法事業額が 50 万元以上の場合、違法事業額の 10 倍以上 20 倍以下の過料を併科する。違法事業額がない、又は違法事業額が 50 万元に満たない場合、50 万元以上 500 万元以下の過料を併科する。状況が重大な場合、関連規制品目の輸出事業資格が取り消されるまで、業務を停止して是正を命じる。

第 38 条 輸出事業者が監督検査を拒絶、妨害した場合、警告を与え、10 万元以上 30 万元以下の過料を併科する。状況が重大な場合、関連規制品目の輸出事業資格が取り消されるまで、業務を停止して是正を命じる。

第 39 条 本法の定めに違反して処罰を受けた輸出事業者について、処罰決定が効力を生じた日から、国家輸出規制管理部門は、5 年間、それが提出した輸出許可申請を受理しな

いことができる。その直接責任を負う主管職員及びその他の直接責任を負う職員に対し、5年間、輸出関連事業活動に従事することを禁止することができ、輸出規制違法行為により刑事処罰を受けた場合は、終身間、輸出関連事業活動に従事してはならない。

国家輸出規制管理部門は、法に基づき輸出事業者が本法に違反した状況を信用記録に記入する。

第40条 本法に定める輸出規制違法行為について、国家輸出規制管理部門が処罰を行う。法律、行政法規で税関が処罰をすると定められている場合、それが本法に基づき処罰する。

第41条 関連する組織又は個人は、国家輸出規制管理部門による不許可決定を不服とする場合、法により行政不服審査を申し立てることができる。行政不服審査の決定を終局判断とする。

第42条 輸出規制管理に従事する国家業務職員が職責をおろそかにし、私利を図り、職権を乱用した場合、法により処分する。

第43条 本法の輸出規制管理に関する規定に違反し、国家の安全及び利益に危険を与えた場合、本法の定めに基づき処罰する以外に、更に関連する法律、行政法規の定めに基づき処理及び処罰を行うものとする。

本法の定め違反し、国家が輸出を禁止する規制品目を輸出し、又は許可を経ずして規制品目を輸出した場合、法により刑事責任を追及する。

第44条 中華人民共和国の域外の組織及び個人が、本法の輸出規制管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を与え、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害した場合、法により処理し、且つその法的責任を追及する。

第5章 附則

第45条 規制品目の国境通過、積み替え輸送、通し輸送、再輸出又は保税區、輸出加工区等の税関の特殊管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所から域外への輸出は、本法の関連規定に基づき実行する。

第46条 核及びその他の規制品目の輸出について、本法に定めがない場合、関連法律、行政法規の定めに基づき執行する。

第 47 条 武装兵力の海外運用、対外的軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出については、関連法律法規の定めに基づき執行する。

第 48 条 いずれの国家又は地域も輸出規制管理措置を濫用し、中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を与えた場合、中華人民共和国は、実際の状況に応じて当該国家又は地域に対し、対等の措置を講じることができる。

第 49 条 本法は 2020 年 12 月 1 日より施行する。

※ 初出：『特許ニュース No.15373』（経済産業調査会、2021 年、原題は「中国知財の最新動向 第 24 回 中国の輸出規制法の制定及び関連動向」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。